

共同実施だより



平成19年7月9日
第2支部共同実施
担当 総務

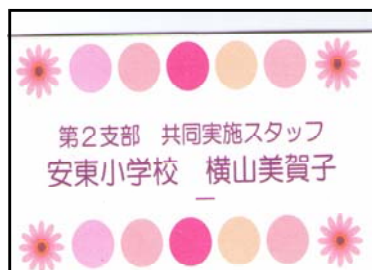
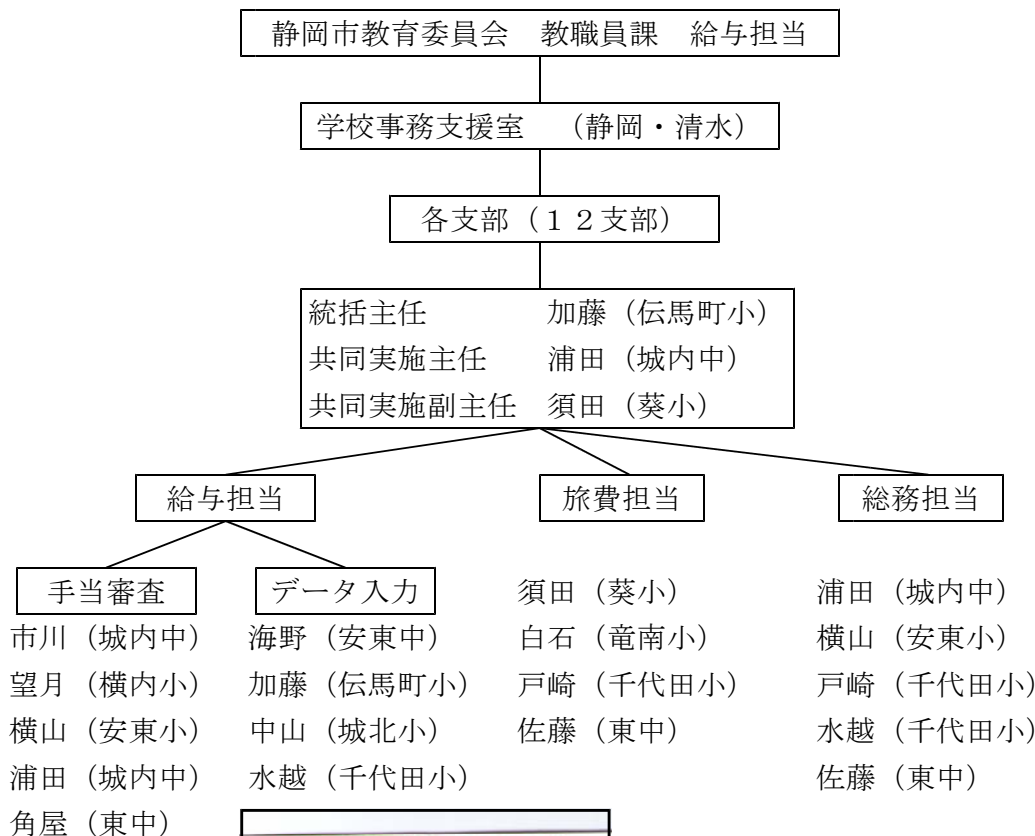
「学校事務の共同実施」をご存じでしょうか。「聞いたことはあるけれど、事務職員が出張で出かけている。ぐらいのことしか知らない。」そういう方の方が多いかもしれませんね。共同実施については、静岡市立小中学校事務の共同実施に関する要項に次のように定められています。

(目的)

静岡市立の全小中学校を対象に、各学校において本市の教育基本構想を具現化し、自律的な教育行政を展開するため、かつ、きめ細やかな学習指導や情報化等学校の管理運営全般に関する支援を行い、各学校において教職員が児童・生徒と触れ合う時間を確保するため、支部組織による学校事務の共同実施を推進する。また、城内中学校・清水第二中学校に事務支援室を置き、共同実施に係る連絡調整を行うとともに集中処理業務を行う。

第2支部では、次の3つを目標としています。

- (1) 定型的業務を集中処理することにより、支部全体の適正化・効率化を推進する。(実務)
- (2) 共同実施を事務にとどめず、共通の課題に取り組み学校事務の充実に努力する。(意識)
- (3) 支部全体の業務量の平準化を図るため、学校間相互の事務支援を行う。(連携)



旅費や備品台帳のパソコン入力の手伝いなどで、支部の事務職員が出向くこともあります。この名札をつけていますので、よろしくお願いいたします。

互助組合事務連絡会より

互助組合事業見直し検討委員会の答申を受け、理事会の承認を経て今年度より各種事業が変更・廃止となっております。事由発生をご確認いただき、請求漏れの無いようお願いいたします。

① 家族療養費請求書

特別認定を受けている方で、請求書にて給付を受けている方については、平成19年1月診療分より控除額が変更になっておりますので、ご注意ください。

☆平成18年12月診療分まで	→1,800円
☆平成19年1月診療分から	→3,000円
※ 請求書をコピー化しました。	



互助組合マスコットキャラクター

"ごじょ丸くん"

② 歯科技工費請求書

平成19年度より**廃止**となっております。平成18年度に完治したものの時効は1年ですので、忘れずに請求してください。

☆平成19年3月までに完治したもの	→給付対象
☆平成19年4月以降に完治したもの	→給付対象外

③ 貸付利率

互助組合の貸付利率は、2.26%となっております。ホームページの返済シミュレーションもご利用ください。

☆互助組合	→2.26% (団信保険料込み)
☆共済組合	→2.32% (保険料充当金利<保証料に当たる>0.06%を含む)

④ 介護・看護資金貸付 (新規事業)

組合員の要望により、今年度より新設しました。

- ・互助組合加入後1か月以上、貸付限度額200万円、120回以内で返済
- ・介護・看護に係る経費の内容が証明できるもの(見積書等)を添付又は、申込書に資金用途を記入。

平成19年10月5日貸付実行分より貸付を開始します。

☆介護・看護資金専用の申込書	
☆平成19年9月28日締め切り	→10月5日貸付

結婚相談事業

- ① 入会資格 互助組合員・退職会員・県職員互助会員・その家族・組合員の紹介者
- ② 入会方法 所定の申込書(写真貼付)を、相談員宅へ本人が持参する。
申込書は、互助組合事務局及び相談員宅にあります。
無料で随時入会できます。登録期間は3年間です。(再登録可能)